

「宇野中学校・玉中学校・日比中学校の再編に関するお問い合わせ」に対する回答

(質問1)

玉野市パブリックコメント手続に関する実施要綱第1条では、「多様な意見等を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公平公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。」とあります。玉野市小中学校適正規模・適正配置計画(案)に関するパブリックコメントでは、ほぼ反対意見しか出ていませんが、これらの意見等をどのように反映させることで、どのように政策形成に影響が出たのかを主要なものだけで結構ですので、具体的にご説明ください。また、ほぼ反対意見しか出でていないにも関わらずほぼ案のとおりに当該計画が決定されたことについて、「公平公正の確保」の観点から問題があると思われますが、なぜこのような結果(ほぼ反対意見しかないにもかかわらず、計画はほぼそのまま決定)で公平公正の確保がなされていることとなるのかご説明ください。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

パブリックコメントに対しては、HP上でそれぞれの「意見に対する市の考え方」を回答していますが、具体的な計画（案）の具体的な反映としては、複式学級の説明の追加や、通学路の安全確保についての本文の修正などを行っています。

また、今回の計画は、玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会からの答申に基づき、本市の児童生徒数が減少する中で「玉野市の子どもたちにとって、より良い教育環境するために、学校はどうあるべきか」という教育的な視点を第一に、中長期的な視点から学校規模と学校配置を考え、教育委員会の方針として取り組んでいます。したがって、計画を中止すべきという反対意見は計画には採り入れていませんが、パブリックコメントでいただいた様々なご意見は、計画を進めていく上での貴重な意見として受けとめています。なお、パブリックコメントと「意見に対する市の考え方」を公表することで、この制度趣旨である公正公平の確保を図っています。

(質問2)

玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会は、教育委員会の諮問機関として、玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱により設置されました。地方自治法第138条の4第3項では、諮問機関を置くときは法律又は条例によることとされておりますが、なぜ要綱設置で問題がないのかご説明ください。

<回答>

法律又は条例の定めるところにより設置される附属機関のほかに、要綱（規則、告示）等に基づき設置される会議もあり、この検討委員会は、これに該当するものです。

(質問3)

学校の廃止に議会の議決が要ることは承知していますが、玉野市小中学校適正規模・適正配置計画の決定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号に係る行政庁たる教育委員会の意思決定であることは間違いないということでしょうか。

<回答>

玉野市小中学校適正規模・適正配置計画は、玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会からの答申に基づき、「玉野市の子どもたちにとって、より良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」という教育的な視点を第一に考え、学校規模と学校配置を考慮し、玉野市教育委員会が策定したものです。

(質問4)

玉野市小中学校適正規模・適正配置計画は、拘束的計画に分類される行政計画という理解でよろしいでしょうか。違う場合には、その理由をご説明ください。

<回答>

「拘束的計画」の定義が明らかでないため、回答は差し控えさせていただきます。

(質問5)

再編への理解を得るために説明会を継続することが令和7年3月に発表されましたが、再編計画が決定した後になぜ理解が必要なのかご説明ください。理解が必要な状況であれば、計画は決定すべきではなかったと考えられますが、なぜ理解が得られていない状況下で計画を決定したのかもご説明ください。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

計画策定後の説明会は、保護者と地域住民に対して、学校再編に対しての理解を深めるとともに、具体的に再編を進めるに当たって、教育環境の充実に関するご意見、ご要望を伺う場として考えています。

また、この計画は、検討委員会での答申を元に作成し、これまでの地域説明会やパブリックコメントの内容を踏まえ、教育委員会で慎重に検討、協議を行った後に最終案として取りまとめ、市議会にも報告した上で決定しています。そうしたことから、必要な手續を経た上で決定したものと考えています。

(質問 6)

令和6年度までの地域説明会では、合意に基準はないと説明されてきましたが、令和7年3月には理解を得るために説明会を継続することが発表されました。「合意」と「理解」という言葉を教育委員会はどのように使い分けているのかご説明ください。また、教育委員会が「理解」を得られていないという認識をもっているために、説明会が行われているわけですが、何を基準に3月時点で理解が得られていないと認識したのかもご説明ください。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

計画の作成、推進のためには、保護者や地域住民の「合意」や「理解」が必要です。そういった趣旨から、以前の説明会等の場で、そのような発言をしています。

計画策定後の説明会は、保護者と地域住民に対して、学校再編に対しての理解を深めるとともに、具体的に再編を進めるに当たって、教育環境の充実に関するご意見、ご要望を伺う場として考えています。

(質問 7)

計画策定は再編協議のスタートラインとの位置付けでこれまで説明会を開いた中学校区ではなく、小さな単位で保護者や地域の方々の声を丁寧に聞くと山陽新聞に掲載されました。再編協議は何年も前から始まっており、ここにきてスタートラインという言葉は違和感がありました。再編には地域の理解が必要とのことであったため、計画は決定したが、反対の声があれば再編はしないという意味で仕切り直しの意味でのスタートラインかと思いました。しかし、「再編協議のスタートライン」という言葉が、始まった地域説明会の様子や市の対応を見ても依然として理解できないのですが、結論を納得させるスタートラインという意味なのでしょうか。違うのであれば、意味をご説明ください。

<回答>

教育委員会としては、この計画は、保護者や地域の方々と具体的な協議を進めるためのスタートラインと位置づけています。そのため、計画策定後には、これまでに実施してきた説明会のような中学校区単位ではなく、小学校区単位やコミュニティ単位などの小さな単位で、保護者や地域の方々のお声を丁寧に聞きながら、個々具体的な内容について協議を進めたところです。

(質問 8)

学校再編には地域の理解が必要なのか不必要なのか明確にご説明ください。

<回答>

学校再編には地域住民の理解は必要であると考えています。国の手引にも「学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切です」とあります。

(質問 9)

パブリックコメントでは圧倒的に反対意見であるという客観的事実があるにも関わらず、地域説明会のアンケートで、明確に反対していなければ反対しておらず「理解」しているという主観的な確認方法を採用した理由をご説明ください。

<回答>

パブリックコメントでは市民計 52 人から質問、意見をいただき、その多くは計画（案）の中止、延期、見直しを求めるものでした。一方、宇野、玉、日比の各中学校区で計 10 回開催した保護者説明会では、計 114 名の保護者の参加がありました。説明会は、計画の概要について一通り市側が説明した上で、参加者側から出た質問や意見を市側が答弁する形で進め、参加者から質問等がほぼ出尽くすまで続けています。また、市側から「再編準備委員会を 7 月に設置すること」について、毎回、参加者側に意見聴取をしています。その結果、ほとんどの会場で反対の意見や異議が出なかつたことから、この計画、そして学校再編を進めることに一定の理解を得られたものと判断し得る状況でした。

(質問 10)

令和7年6月の議会で一定程度の理解を得たという答弁がなされました。地域説明会のアンケートで、明確に反対していなければ反対しておらず「理解」しているという確認方法で参加者の何パーセントから理解を得られたのかお答えください。個人情報でもないのでお答えいただけると思いますし、確認方法があり、多くの方は直接反対する意見ではなかつたと答弁があつた以上、多い少ないの判断がなされているわけですから、定量的な回答ができるはずです。

<回答>

宇野、玉、日比の中学校区の地域説明会では計 71 名の地域住民が参加し、45 名からアンケート回答がありました。アンケートは、賛成・反対・要望等に分けて集計しており、そのうち直接反対する意見ではなかつたのは 29 名で、回答全体の約 64% でした。

(質問 1 1)

理解が得られたかどうかの根拠となったアンケート様式をホームページで公開してください。学校再編に賛成か反対かを回答する設問がない場合、明確に反対と書かなければ、反対していないものとするというは、恣意的解釈による不適切な確認方法だと考えますが、なぜ理解を得た正当な根拠とできるのかご説明ください。(アンケート様式の公開と質問をしていますので、それぞれ対応ください。)

<回答>

アンケート様式については、A4 縦1枚横書で「説明会アンケート」と題して、宇野、玉、日比の中学校の再編について意見を求める内容で、自由記載となっています。

また、アンケートは、地域説明会で口頭による質疑応答形式に加えて、補完的に意見聴取するために配布したものです。アンケート回答では、再編後の通学路の安全の確保や新たな学校生活の充実等を求めるものが多い状況でした。保護者説明会では、計画の内容と再編準備委員会を設置することについて、口頭による質疑応答を通じて十分な意見聴取を行ったところ、ほとんどの説明会場で口頭による反対の意見がない状況でした。一般的に、これらの状況、資料を判断材料とすることは妥当であると考えています。

(質問 1 2)

地域説明会で実施したアンケートですが、明確に反対せず、意見、要望を記載した方は反対していないため理解したものとする旨を参加者に説明してから、アンケートを実施したのかご説明ください。また、市内全地域で同じ理解の確認方法で説明会を実施するのかもご説明ください。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

「アンケート用紙を配布していますので、ご意見等があれば記入をお願いします。」と案内しています。お尋ねのような説明は加えていません。

また、今後の説明会でどう説明していくかは、検討します。

(質問 1 3)

限られた人のみが参加した地域説明会の意見をもって、なぜ地域の理解が一定程度得られたことになるのか合理的にご説明ください。標本調査として参加者数が有効なサンプル数となっているのかもご説明ください。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

小学校区・コミュニティ単位で、保護者と地域住民を分けた形で計 16 会場できめ細かな説明会を開催したところ、そのほとんどの会場で、その参加者の多くが、この計画と準備委員会の設置については、反対の意見が少なかったことが一定の理解が得られたと判断し得る材料となっています。

また、説明会の参加者数に関して、「標本調査として有効なサンプル数」というような統計的な指標の設定は、困難であると考えています。

(質問 1 4)

玉野市協働のまちづくり条例第27条第1項において、「市は、市政の重要事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができる。」とあります。「できる規定」については、一般に、権限が与えられた機関が公的機関である場合には、当該権限を自由に使うことができるものではなく、適正行使が要求されます。令和6年度の住民説明会やパブリックコメントなどでは反対が多数であり、こうした状況下で「市政の重要事項」について住民投票が行われないことは不作為による裁量権逸脱にあたるおそれがあると考えられます。他の自治体ではこうした場合に住民投票が行われています。なぜ玉野市は、地域の将来に関わるこれほど重要な問題をこうした状況下で住民投票にしないのかの理由をご説明ください。「住民投票で決めるものではないと考えています」というお答えは理由を答えていませんので、なぜ住民投票で決めるものではないと考えているのかをご説明ください。

<回答>

当該発言の趣旨としては、学校再編までには 2 年以上の準備期間もありましたので、保護者や地域の方に丁寧な説明を行い、ご理解をいただきながら、保護者や学校、教育委員会等で組織する再編準備委員会の中で、皆で話し合った上で新しい学校を作りたい、と考えていたためです。住民投票自体を否定するものではありません。

(質問 1 5)

宇野中学校入学生徒の約4分の1が指定学校変更によるもので、これには学校再編による理由が含まれているとのことです。再編計画は未確定なものであるため、教育委員会としては各地域での保護者、地域住民への説明を通じて、統合先の学校へ生徒が入学するように誘導した認識はないということでしょうか。

<回答>

お尋ねのような認識は、教育委員会にはありません。

(質問 1 6)

統合先の学校への指定校変更が増加している原因は何にあると教育委員会は考えているのかご説明ください。

<回答>

学校再編の動きの中で、在学途中での環境の変化を避ける等の理由で再編後の学校への指定学校の変更を希望する児童生徒、保護者が申請しているものと考えています。

(質問 1 7)

学校再編を理由とした指定学校変更については、「その他教育上配慮が必要と認められる場合」として対応しているとの答弁ですが、玉野市指定学校変更事務取扱要綱第2条第10号ウでは、「当該児童生徒に特別な事情があり、教育的配慮から指定学校の変更が必要であると認められる場合」と規定されています。学校再編は、未確定かつ将来玉野市の児童生徒となる不特定多数のものを対象に市側が示した一般的なものであり、「当該児童生徒に特別な事情があり」という申請者側の特定個人を起因とするものには該当しないと考えられます。許可基準の拡大解釈による運用は、許可の範囲を不当に広げ、基準を満たさない行為を許可してしまうことから、許されません。未確定かつ不特定多数の児童生徒を対象とした学校再編計画がなぜ「当該児童生徒に特別な事情があり」の要件を満たせるのかご説明ください。

<回答>

中学校在学中に学校が変わることについては、児童生徒への影響が大きいと考えられるため、教育的配慮として柔軟に対応しています。教育委員会としては、必要な個別の配慮として許可しています。

(質問 1 8)

再編後に、「将来、さらに合併されるかもしれないから」という不確かな外的事由で宇野中学校への指定変更が申請された場合、現行許可基準の第2条第10号ウに該当するのかご説明ください。

<回答>

学校再編を理由とする指定校変更については、「玉野市立小中学校適正規模適正配置計画」に示された再編後の学校への変更を許可していますので、「将来、さらに合併されるかもしれないから」という理由は、現行の許可基準には該当しないと考えています。

(質問 19)

パブリックコメントNo. 2で、パブリックコメントの公表場所である「実施機関の担当窓口を閲覧場所」がホームページで公表されていないことが指摘されており、教育委員会は「教育委員会の担当窓口に来られた場合にも閲覧できるよう対応しています。」と回答していますが、閲覧場所を公示しているからそこが閲覧場所として成立するのであって、公示していないのに「来られた場合にも閲覧できるよう対応しています」という回答はおかしいのではないか。玉野市パブリックコメント手続に関する実施要綱に記載していても、個別の案件において公示されていない場所をどうして市民が閲覧場所だと認識するでしょうか。ご説明をお願いします。

<回答>

今回のパブリックコメントでは「教育委員会の担当窓口を閲覧場所」として公示していませんでした。そのため「担当窓口に問合せなどがあった場合」など「もし来られた場合にも教育委員会の担当窓口で閲覧できるように対応しています」と回答したところです。

(質問 20)

パブリックコメントNo. 30で、「玉野市教育振興計画」ですが、玉野市ホームページに当該計画は公表していますでしょうか。」という質問に対し、教育委員会は、「玉野市教育振興基本計画は、玉野市総合計画分野別計画の教育施策部分になります。教育振興基本計画としては、市ホームページに公表していないため、ホームページで公表いたします。」と回答していますが、いつ、どこに(URL)掲載したのかをご説明ください。

<回答>

令和 7 年 9 月 2 日付で、市 HP の玉野市教育委員会の「各種計画 基本方針 (URL : <https://www.city.tamano.lg.jp/site/kyouiku/list29-97.html>) 内に掲載しています。

(質問 21)

パブリックコメントNo. 34で、「本計画は検討委員会からの答申に基づき作成しており、複式学級のデメリットについては答申に記載されているため、本計画には記載していません。」と回答がありますが、答申というものは諮問機関から教育委員会あてに出されたものですが、なぜ市民が答申を読まなければいけないような回答となっているのかご説明ください。諮問機関からの答申に拘束力はありませんので、答申がそのまま採用されるわけではありませんし、市民が読むのは、教育委員会が市民へ向けて出した計画なのですから、この回答は理解できません。

<回答>

教育委員会としては、この計画は、検討委員会の答申を踏まえて策定したものであり、これらに連続性があるものと認識して、回答したものです。

(質問22)

パブリックコメントNo. 42で再編後の学校を検討する基準となった「地域の中心」とは何かについて質問が出ており、教育委員会は、「客観的にイメージしやすいようにしているもの」と回答しています。再編後の学校を検討する基準がイメージであるわけありません。地域の中心に近い順に学校を並べることができなければ比較ができません。どのようにすれば地域の中心に近い順に各学校を並べることができるのかの方法をご説明ください。これが説明できないようでしたら、基準として不適切と言わざるを得ません。

<回答>

ご提案の「地域の中心」とは、様々な手法、定義があると考えます。一方、教育委員会としては、この計画で、市民の誰もが客観的にイメージし、理解しやすいように当該図を作成し、「地域のほぼ中心」と表現したものです。

(質問23)

パブリックコメントNo. 44 で「市の中心地域に小学校を少なくとも1 校配置することが望ましいと考えます」という記載について質問が出ていますが、教育委員会は、市を中心部とは宇野港を核とした宇野、築港であることは回答していますが、なぜ、市の中心地域に小学校を少なくとも1校配置することが望ましいと考えるのかについては回答していません。この点、回答をお願いします。

<回答>

この計画の P24-P32 で、適正規模・適正配置の考え方から、田井地域、荘内地域を除いた市の東部地域、八浜地域、市の中心地域、市の南部地域の順で、それぞれの地域で小学校を少なくとも 1 校配置することが望ましいとしています。この場合の「中心地域」とは、築港小学校区、宇野小学校区を含む範囲を示しています。

(質問 2 4)

パブリックコメントNo. 57について、「教室数以外の要素は記載されておらず、「等」が何を想定しており、何を検討したのか記載していない。どの程度不足するのか、工夫して使えないのか、耐震性等の防災観点との関係性の記載がなく、単に不足するということだけを記載している。児童生徒数が多い大規模学校優位となる要素設定である」という意見に対して、教育委員会は、「要素③教室数等の物理的な要素について、ご指摘の部分は見直します。」と回答していますが、決定された計画では「教室数等」の「等」が削除されただけでした。「教室数等」の「等」をなぜ削除する対応としたのかご説明ください。教室数以外の施設も検討しているため計画案では「等」を付けられたのだと思いますが、「等」というのは何を指していたのですか。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

当該項目の実際の比較項目が各学校の「教室数」の状況であったため、「等」を削除しました。
「教室数」以外の学校施設に関する物理的な要素のことです。

(例：教室の広さ、校庭の広さなど)

(質問 2 5)

教育委員会は、学校再編に賛成している人もいることを強調しますが、吸収する側の学区の人、吸収される側の学区の人を分けて丁寧に意見を拾い上げて検討したのかご説明ください。大切なのは、吸収する側の学区の人の意見ではなく、吸収される側の学区の人の意見です。

<回答>

令和7年度には小学校区単位、コミュニティ単位のきめ細かな区域で保護者、地域住民別に説明会を開催しました。そこできめ細かに、幅広く意見を聴取したところです。

(質問26)

「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」は、「玉野市総合計画」及び「玉野市教育振興基本計画(総合計画分野別計画)」に基づいた計画としています。「玉野市総合計画」は、玉野市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の議決対象であり、まちづくりの指針となるものです。玉野市議会の規程の中で、最も上位に位置づけられる玉野市議会基本条例第11条第5号において、市政に関する計画が玉野市総合計画と整合性しているかの説明要求及び評価を定めていることからも、下位計画への統制がなければならないものです。下位計画は上位計画の内容を具体化するものです。人口動態は最上位計画たる「玉野市総合計画」の重要な要素(方針)ですが、下位計画が上位計画と異なる方針を示した場合、上位計画の拘束力がないこととなり、上位下位の関係性が意味をなさなくなります。パブリックコメントNo. 28で「人口推計の方法は、総合計画とは異なるコード変化率法を用いていますが、計画自体の整合性には直接影響はないものと考えています。」と回答していることは不適切ではないかと考えます。「玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画」の推計方法に基づいても「玉野市総合計画」の人口目標が達成されるのかご説明ください。また、「計画自体の整合性には直接影響はないものと考えています。」について、なぜそう考えたのかの理由をご説明ください。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

玉野市総合計画の「第3期たまの長期人口ビジョン」と「玉野市立適正規模・適正配置計画」の児童生徒の推計値は、計画の策定年度や算出方法、対象者の範囲が異なるため、一定程度の乖離が生じていますが、当該計画は、総合計画の施策体系にも位置づけられている「教育環境の充実」の実現を図るため、「子どもたちにとって、より良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」という教育的な視点を第一に考え、適正な学校規模と学校配置を進めるためのものであり、こうした点で、相互の計画の整合性が図られていると考えています。

また、こうした教育環境の充実を図っていくことが、お尋ねの総合計画に定める、玉野市の将来像「誰もが行ってみたい、住み続けたいまち」の実現に繋がっていくものと考えています。

(質問27)

「子どもたちのことを考えて」と教育委員会は言われますが、なぜ子どもたち本人の意向を明確に確認しなかったのかご説明ください。子どもは反対しそうだから聞かない方がいいということでしょうか。

<回答>

学校再編は、様々な視点からの検討を重ねて進めていく必要があること、また、大きな方向性は大人が責任を持って決めていく必要があると考えています。今後、再編を具体化していくに当たっては、子供の意見を取り入れながら進めていく必要があると考えています。

(質問 28)

私は、この地域で子どもを育てたいと思っていました。しかし、この計画どおり再編するのであれば、私は子どものことを考えて、これを機に市外へ転出します。玉野市は、こうした考え方の人が出ることをどう考えますか。

<回答>

学校再編については、様々なご意見をお持ちの方もおられます。教育委員会としては、児童生徒数が減少する中で「玉野市の子どもたちにとって、より良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」という教育的な視点を第一に、中長期的な視点から学校規模と学校配置を進めていく必要があると考えています。

(質問 29)

以前、学校再編推進課のホームページには、山田中学校・東児中学校の再編についてのページがありましたが、現在、削除したのはなぜかご説明ください。

<回答>

現在、山田・東児中学校の再編に係るページを掲載しています。

(質問 30)

山田中学校・東児中学校の再編について、地域の方の一定程度の理解はどのような方法で確認したのかご説明ください。どのような方法で確認したにしても、本当の意味で地域、保護者、児童生徒の理解を得る方法ではないはずですので、山田中学校・東児中学校の再編は、適切な理解が得られるまで中止すべきだと思います。

<回答>

市内 7箇所で保護者や地域の方への説明会を開催し、口頭による質疑応答を通じて十分な意見聴取やアンケート結果を踏まえ、一定程度のご理解をいただけたものと考えたところです。なお、8月 22 日に山田中・東児中学校の再編に係る準備委員会を設置し、具体的な項目の検討を進めています。

(質問 3 1)

八浜地区、後閑・山田地区からの再編反対の陳情書、4,000筆を超える反対署名の提出などがありましたが、これでなぜ再編計画を中止する理由にならなかったのかご説明ください。また、どのくらい反対署名があれば中止するのかもご説明ください。(2つ質問していますので、それぞれお答えください。)

<回答>

学校再編については、令和 3 年 5 月に、内部組織として「玉野市未来の学校づくりプロジェクトチーム」を設置して以降、約 4 年間をかけて「玉野市立学校適正規模・適正配置検討委員会」や「地域説明会」など様々な方からの意見をいただきながら、令和 7 年 3 月計画策定に至ったところです。そのため、今後は、当該計画に基づき再編を進めていきますが、学校再編には、様々なご意見をお持ちの方がおられるため、例えば、反対の方がどういったところに不安や不満をお持ちなのかなど、説明会を通じて様々なご意見に耳を傾け、再編にご理解いただけるよう対話を重ねながら進めていきたいと考えています。

なお、陳情や署名に対しては、誠実に対応していきたいと考えていますが、その対応に個別具体的な基準を設けることは難しいです。

(質問 3 2)

学校再編に係る改正条例は、いつ議会に提出するつもりなのかご説明ください。

<回答>

今後の再編準備委員会の状況によりますが、事務局としては、今年度の 12 月議会への議案提出に向けた準備を進めていきたいと考えています。